

## 郵便での戸籍謄抄本等の取り寄せ要領について

戸（除）籍謄抄本、原戸籍謄本、附票、身分証明書は、本籍地で発行します。

### 【必ずお読み下さい】

戸籍法第10条の2第1項の規定により、**第三者（本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫以外）**の戸籍関係の書類を取得するには、以下の事由に該当する場合のみに限られています。それ以外の場合は交付できませんので、ご了承願います。

- ① 自己の権利行使、義務履行のために戸籍の記載事項が必要な場合。
- ② 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合。
- ③ その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合。

### 【用意していただくもの】

- ① **請求書** 戸籍謄（抄）本等郵送請求書に必要事項を記入してください。  
請求事由は、なぜ戸籍関係の書類が必要なのか、具体的な原因、提出先などを交えて詳細に記載して下さい。

- ② **手数料** 郵便局で取り扱っている定額小為替にて釣銭の無いようにお願いします。

#### <手数料>

戸籍謄抄本（全部事項証明・個人事項証明）	1通450円
除籍謄抄本、改製原戸籍謄本	1通750円
戸籍の附票（全部・個人）	1通300円
身分証明書 ※請求者本人のものに限ります。	1通300円

※他市町村に請求する場合は、手数料の額が違う場合がありますので、予めご確認ください。

- ③ **返信用の封筒** 住民登録している現住所、氏名を記入し、郵便切手を貼って同封してください。返信先は請求者の住民登録地のみとなります。

（お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。）

- ④ **本人確認書類** 請求者の本人確認、現住所の確認のために必要となります。以下に挙げる書類のうち、どれか1つの写しを添付してください。

**※必ず現住所の載った本人確認書類の添付をお願いします。**

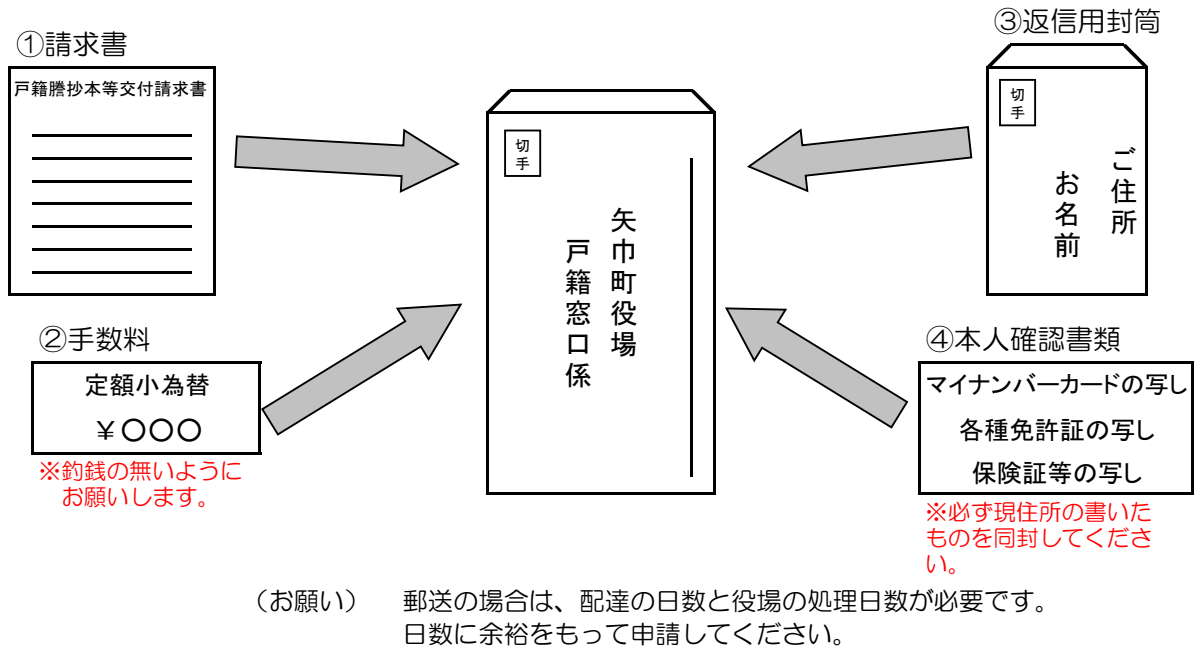
マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、健康保険者証、介護保険証、共済組合員証、年金手帳、年金証書、恩給証書、各種医療費受給者証  
そのほか…

海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証  
運航管理者技能検定合格証明書、猟弾・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証  
認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書  
宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証  
検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳 など

**※パスポートは現住所の記載がないため、（郵送請求においては）本人確認書類になりません。**

## 【郵便請求の送り方】

前記①②③④を同封し、ご請求ください。



## 【その他、さらに添付書類が必要な場合】

以下の場合には、上記のほか、さらに添付書類(原本)が必要となります。原本還付を希望する場合は、**原本とその写し**を同封し、**原本還付を希望する旨を請求書に記載して下さい。**

(1) 請求の権利のある者から委任を受けて、代理で郵便請求する場合。

→上記の書類のほかにも、**委任状**が必要となります。

(この場合、本人確認書類はあくまで委任を受けた請求者のものを送付してください。)

(2) 法定代理人(未成年の親権者、成年被後見人の成年後見人等)が郵便請求する場合。

→上記の書類のほかにも、**戸籍謄本等**、**後見登記事項証明書等**が必要となります。

(3) 請求書に書かれた請求の事由について、具体性、客観性に欠ける場合にはさらに契約書等の

**疎明資料**を求める場合がありますのでご了承下さい。

### 添付書類チェックリスト

【Ⅰ】必ず添付しなければならないもの

郵送請求書       手数料(定額小為替)       返信用封筒       本人確認書類

【Ⅱ】場合によっては添付しなければならないもの

委任状(代理申請)       戸籍謄本(親権者)       後見登記事項証明書等(成年後見人)